

排水設備設置者 様

私設水道メーター（子メーター）の定期交換について（お願い）

日頃より、佐久市下水道事業につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、汚水排水量認定申告書の届出を受理し、佐久水道企業団が設置するメーターと合わせ私設水道メーター（子メーター）が設置されたことを確認いたしましたので、今後は子メーターの検針値を反映し、下水道使用料を算定いたします。

子メーターはお客様の管理となりますが、メーターの有効期間は計量法により8年と定められておりますので、定期的な交換をしていただく等、適正な管理をお願いいたします。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

※ 私設水道メーター（子メーター）とは、佐久水道企業団が設置している水道メーターとは別に、井戸水や散水栓等の水量を量り、下水道への流入量を算出するためのものです。個人で設置している水道メーターのことをいいます。詳しくは別紙「Q&A」をご覧ください。

〒385-0051

佐久市中込 1335 番地

佐久市下水道管理センター内

佐久市役所 環境部 下水道課

電話 0267-63-0101